平成２４年（フ）第２５９号
広島市安佐南区八木９丁目12番33―２号
債務者　倉永　知子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６０号
広島市安佐北区可部６丁目１番11―302号
債務者　藤田　憩子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２号
広島市安佐南区西原６丁目25番28―１号
債務者　高原　康人
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
山口県下関市山の田北町３番18―504号
債務者　安部　彭子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
愛媛県松山市竹原４丁目４番26号　マーベラスライフⅡ101号
債務者　小泉　理香
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県うきは市浮羽町西隈上382番地
債務者　出利葉多加子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８３号
福岡県久留米市上津町2228番地498　トリヴェール上津104号
債務者　力久　辰美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８４号
福岡県久留米市青峰３丁目９番1913号
債務者　山口　久晴
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県久留米市青峰３丁目９番1913号
債務者　山口　桂子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９０号
福岡県久留米市長門石４丁目５番10―13号
債務者　篠藤　清志
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５５０号
大分県別府市大字野田11番地の７
債務者　賀来　真弓
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７号
大分市大字田尻1045番地の110
債務者　山口　京子（旧姓赤峰）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
大分市田室町３番13号　太陽田室ハイツ202
債務者　富永　啓成
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
京都市伏見区竹田西桶ノ井町60番地
債務者　疋田　昌寛
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
京都市山科区大塚元屋敷町62―42、住民票上の住所京都府宇治市木幡平尾27番地の254
債務者　山嵜電工こと　山嵜　信輝
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
京都市左京区岩倉長谷町1232番地　セレファミール102
債務者　橋野　辰朗
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
京都市左京区一乗寺払殿町38番地３　第11パールハイツフレール蘭３Ａ
債務者　宮﨑　尚仁
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
京都府八幡市橋本北浄土ケ原74番地の76
債務者　田中　和久
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係